資料2

**2020年度　新歓ポイント制度細則**

新歓運営本部

1. （新歓ポイントの定義）
2. 新歓ポイントとは、新歓参加団体（以下、団体とする）が所有する点数のことを指す。

新歓ポイントは、団体が課外活動ガイダンスに参加する上で得られる権利に関わり、条件を満たす毎に加点されていき、 100 点を満点とする。

新歓ポイントの管理は、新歓運営本部が行うものとする。

1. 新歓ポイントの点数配分は以下の通りとする。

・新歓会議出席点 60 点　(20点×3回)

・新歓参加者名簿提出点 20 点

・新歓参加者名簿早期提出点 10 点

・補助役員立候補点　　　　 10 点

1. （新歓ポイントの点数配分詳細）
2. 新歓会議（第2回～第4回）に出席する毎に20点を加点する。遅刻又は早退した場合は10 点のみを加点し、事前に報告した上で欠席をした場合は 5点のみを加点する。また、同一名称の会議へ 2 度以上出席した場合は、当該加点の内、最も高い加点分のみが加点される。新歓会議が開催されなかった場合、20点を加点する。ただし、2019年度時点で神楽坂キャンパス以外に活動の拠点がある団体は、会議資料確認報告書を新歓運営本部が指定する期限内に提出すれば、第2回及び第3回新歓会議の出席の代わりとすることができる。会議資料確認報告書とは、会議資料を確認したことを証明するものであり、新歓会議終了後に新歓運営本部が指定するWebページにて会議資料と共に公開される。
3. 団体は、団体の中で新歓に参加する構成員の氏名、学年、学籍番号、役職等が明記された新歓参加者名簿を2020年度新歓規約（以下、新歓規約とする）に同意した上で提出することを義務とする。提出の期限は、新歓会議及び新歓運営本部が指定するWebページにて通知するものとし、新歓運営本部が指定する期限内に提出した場合20点加点し、新歓運営本部が指定する早期提出期限内に提出した場合はさらに10点加点する。また、提出後、提出期限外に内容の変更をした場合は、1回の変更につき5点減点する。
4. 団体の構成員が課外活動ガイダンス当日の補助役員に立候補した場合、その構成員が選出した団体に10点を加点する。立候補可能期間は、新歓会議及び新歓運営本部が指定するWebページにて通知するものとする。その後、立候補の取り消しを行った場合、補助役員立候補により得た新歓ポイントを失う。
5. （新歓ポイントによって得られる権利）
6. 新歓参加者名簿が未提出、又は新歓ポイントが60点未満の団体は、新歓規約第15条に定める権利及び新歓ポイントによって追加で得られた権利を全て失うものとする。
7. 新歓ポイントを一定点数獲得した団体は、そのポイントが確定した時点で以下の権利を得るものとする。

・新歓規約第15条に基づく権利　　　　　　 　　　　　　　　　60点

・勧誘員を2名まで追加可 　　 70点

・ブース外勧誘のための腕章を1つ付与 90点

・ブース外勧誘のための腕章を更に1つ（計2つ）付与 100点

1. ブース外勧誘の権利を有している団体が、新歓運営本部が定める期間内にその権利の放棄を申し出た場合、課外活動ガイダンス当日、新歓運営本部が指定する区域に、後に定める新歓に関する配布物を設置する権利を得る。

また、ブース設置権利を所有している団体が、その権利及びブース外勧誘の権利の放棄を申し出た場合も同様の権利を得る。

1. （新歓ポイントによって得られる権利の定義）
2. 勧誘員とは、課外活動ガイダンス当日に自団体の勧誘活動を行うことが可能な団体構成員である。勧誘員は新歓参加者名簿に氏名が記載されている者に限る。
3. 腕章は団体の勧誘員がブース外において勧誘活動を行う際に必要な物とする。また、腕章のない勧誘員のブース外における勧誘活動を禁止する。
4. 新歓に関する掲示物（以下、掲示物とする）とは、団体が新歓規約第2条に定めた新歓の目的に沿って指定する期間に神楽坂キャンパス神楽坂校舎の区域に掲示するポスター等である。なお、掲示物の管理及び撤去は各団体が行う。また、掲示物の認可及び監督は新歓運営本部が行う。ただし、新歓運営本部は、新歓ポイントが60点以上の団体のみに対し、掲示物の認可を行う。
5. 新歓に関する配布物（以下、配布物とする）とは、団体が新歓規約第2条に定めた新歓の目的に沿って新歓運営本部が指定する神楽坂キャンパスの区域に課外活動ガイダンス当日に設置するビラ等である。なお、配布物の認可及び管理は新歓運営本部が行う。
6. （今年度の新歓ポイントの減点）
7. 新歓運営本部は、新歓規約第6章に基づき、団体に対して新歓運営本部が指定する新歓期間の終了まで、新歓ポイントが0点を下回らない範囲で減点を行う。
8. 新歓運営本部は、新歓規約等に対し、違反があった団体に対して、新歓ポイントの減点を行う。
9. 前項によって、新歓ポイントが60点未満になった場合、第3条第1項に基づき、団体は新歓における権利を全て失う。
10. 新歓運営本部は、2019年度新歓ポイント制度細則における次年度新歓ポイントの減点に基づき、2020年度分の新歓ポイントの減点を行う。
11. 新歓運営本部は、新歓ポイントの減点を行うにあたり、その都度団体に対して減点点数及び理由を通知しなければならない。
12. 減点に対する異議申し立てが可能な期間は、団体が減点を通知された日から7 日以内とする。

第6条（次年度の新歓ポイントの減点）

1. 新歓運営本部は、新歓規約第7章に基づき、次年度の新歓ポイントを減点する。
2. 減点対象となる行為は、新歓規約第15条で定められた団体が有する権利、本細則で定められた団体が得られる権利を越えた行為、又は、新歓規約第16条もしくは第17条に対し違反をした行為である。
3. 新歓運営本部は、減点対象となる行為を確認次第、当該団体の新歓責任者又はそれに準じる者に対して1度警告処分を科す。警告処分から新歓運営本部が指定する時間経過後に当該団体において違反行為が再確認された際に別表1に示すように次年度新歓ポイントを減点する。
4. 新歓運営本部長が極めて悪質と判断した場合は前項の規定に拠らず、当該団体に次年度新歓ポイントを減点する。ただし、減点点数は100点を超えない範囲のみとする。
5. 次年度新歓ポイントの減点に対する異議申し立てが可能な期間は、団体が次年度新歓ポイント減点を通知された日から7日以内とする。

別表1

|  |  |
| --- | --- |
| 対象の行為 | 減点点数 |
| 新歓規約・新歓ポイント制度細則で得られる権利についての違反行為 | 程度に関わらず、5点減点 |

第7条（異議申し立て方法）

異議申し立ては、本細則第5条及び第6条に指定された期間内に、新歓運営本部が指定する令和2年度の新歓メールアドレスでのみ受け付けるものとする。

第8条（附則）

　 本細則は2019年11月26日（火）より施行される。